

二宮町廃棄物処理施設整備運営事業者選定委員会設置条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、二宮町廃棄物処理施設整備運営事業者選定委員会設置条例（平成25年二宮町条例第9号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、二宮町廃棄物処理施設整備運営事業者選定委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の委員)

第2条 条例第3条に定める委員会の委員は、町長が別に定める。

(会議の非公開)

第3条 委員会の会議は、条例第6条第5項に定めるところにより、委員が議事内容確認を行い、出席委員の過半数の同意により、事前に非公開とする旨の決定をすることができる。

(会議の傍聴)

第4条 委員会の会議は、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。ただし、傍聴の人数は、10人以内とする。

- 2 傍聴人は、委員会の会議の秩序を乱し、又は審査の妨害となるような行為をしてはならない。
- 3 委員長は、委員会の会議の円滑な運営に支障があると認める場合は、傍聴人を退場させることができる。
- 4 前3項に定めるもののほか、委員会の会議の傍聴について、必要な事項は町長が別に定める。

(会議記録の公開)

第5条 委員会の会議記録は、条例第6条第5項の規定に基づき委員会の会議を非公開とする場合を除き、原則公開するものとする。

- 2 前項で規定する会議記録は、会議内容の要点を記録したものとする。
- 3 委員会の会議に伴う資料については、委員長が公開することが不相当であると認めた場合を除き、原則公開するものとする。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。